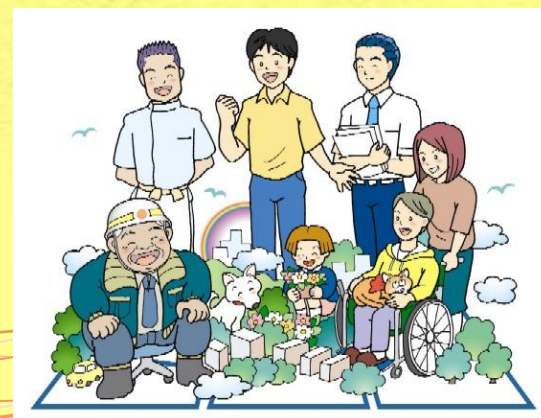


【スライド1】

「協働のまちづくり」 を考える



平成24年7月24日

河南町総合政策部秘書企画課



はじめに

【スライド2】

「まちづくり」を取り巻く環境の変化



第4次総合計画 基本構想

【スライド3】

第2章 新しいまちづくりの視点

1. 人口減少、少子高齢化への対応	5. 地域産業の強化・育成
2. 住環境の向上と交通網の強化	6. 暮らしの安全や安心を支えるまちづくりの強化
3. 自然環境などと調和したまちづくりの推進	7. 文化資源を活用したまちの個性・魅力の創出
4. 総合的な環境対策の推進	8. 参画と協働によるまちづくりの推進

本日のテーマ

8. 参画と協働によるまちづくり

河南町の現況（すがた）



◎面積 25.26 Km²
府内43市町村中39番目

◎人口 17,040人 (H22年国調)

12年から17年の5年間で1.2%増

17年から22年の5年間で3.0%減

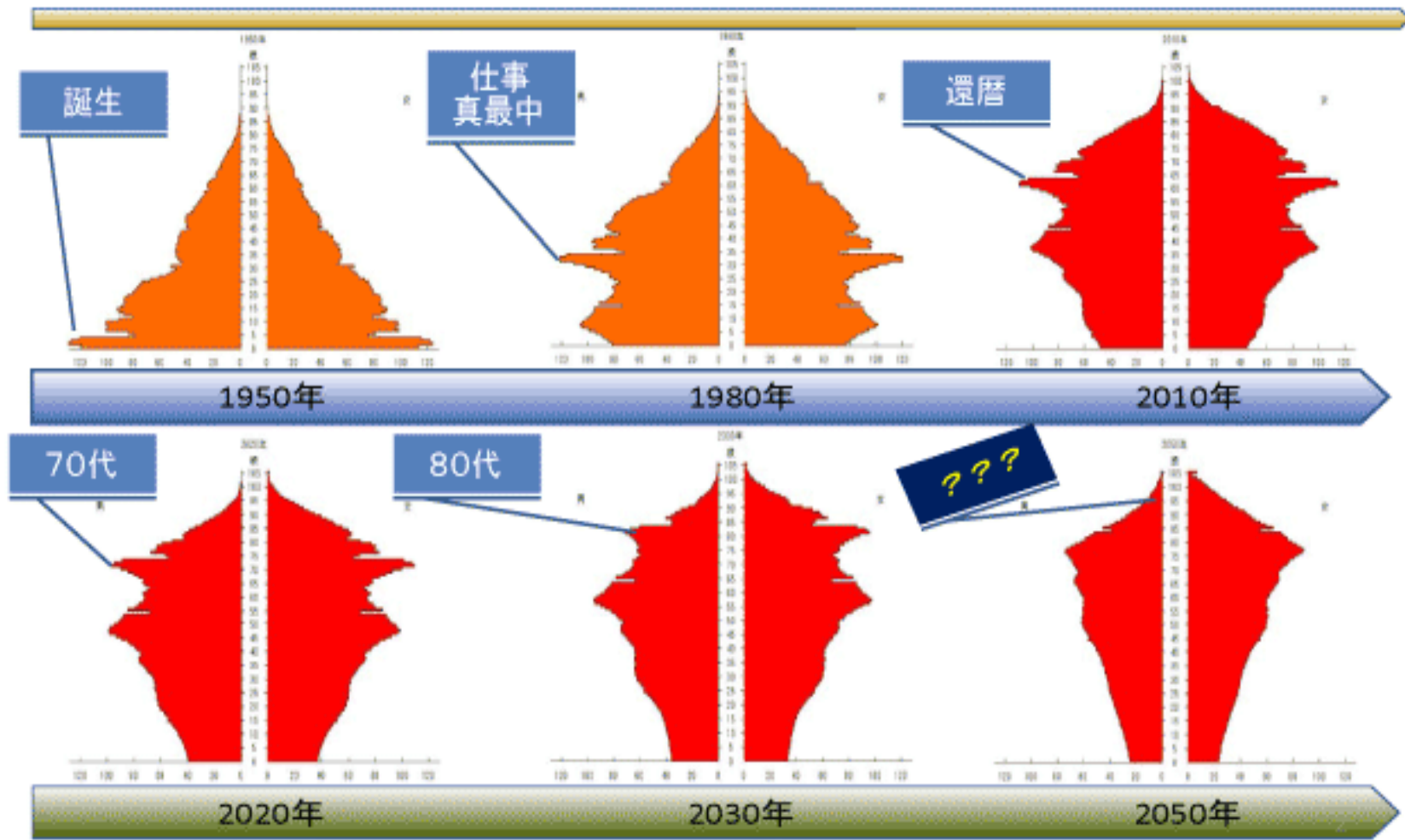
◎世帯数 6,426世帯

17年から22年の5年間で0.1%増

人口減少・少子高齢化が直実に進行

昭和25年生まれの生涯【スライド5】

日本の人口ピラミッド 《団塊世代の生涯》

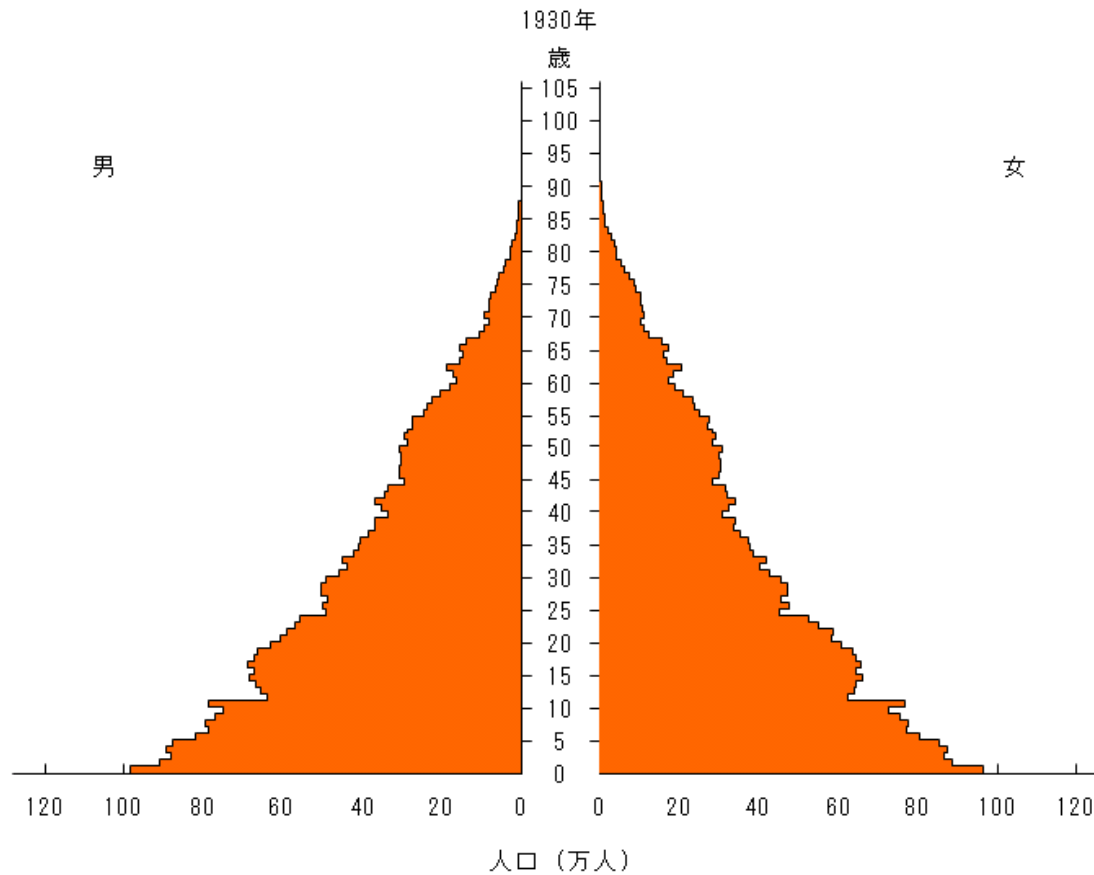


※人口問題研究所（中位推計）より作成

日本の人口ピラミッド

【スライド6】

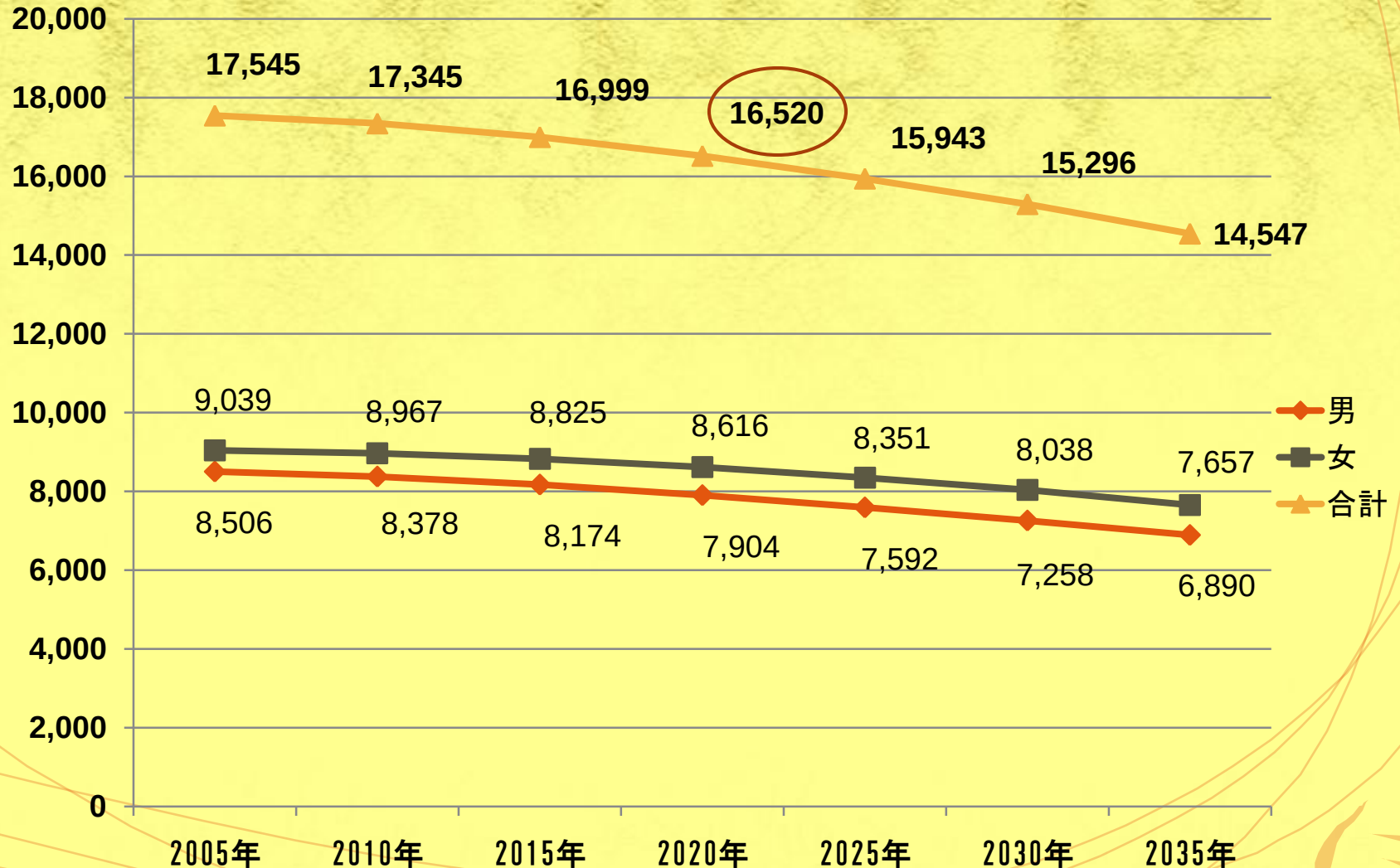
～変わりゆく社会構造～



河南町の将来予想人口

【スライド7】

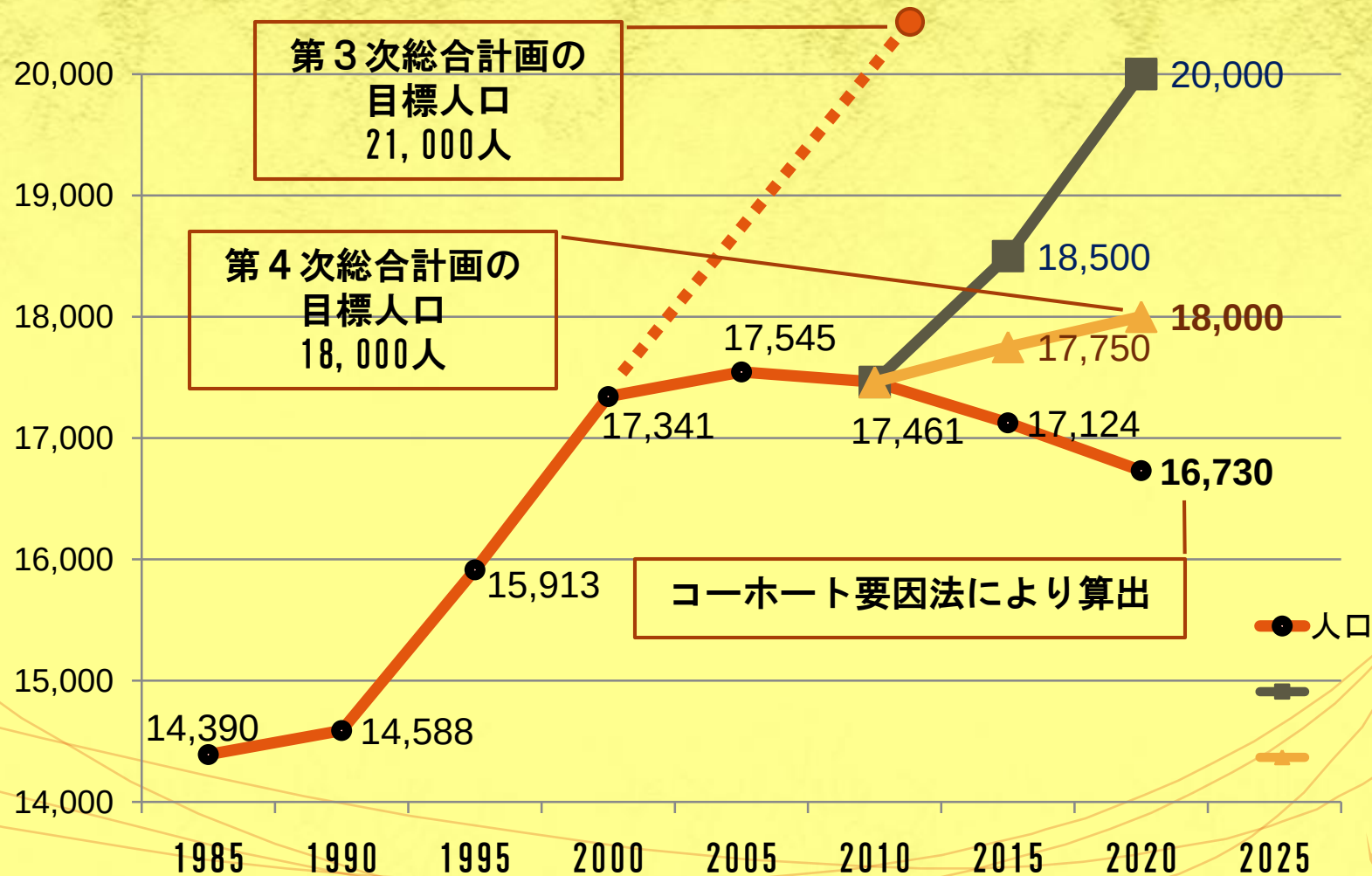
国の調査機関はこう見ている



資料 国立社会保障・人口問題研究所

人口フレームの考察

【スライド8】



行財政改革プラン（案）【スライド9】

【持続可能な行財政運営を目指して】

- 平成17年1月に策定した「行財政改革計画（案）」により財政の健全化に取り組んできた。
- 平成18, 19年度の実績及び財政の現状と課題を踏まえ、平成20年～23年度の財政の健全化に向けて、取り組むこととした。
- プランに基づく取り組み

歳入の確保

- 税の徴収強化
- 各種証明手数料の引き上げ
- 一部受益者負担の導入（住民健診など）

歳出の削減

- 職員人件費の削減
- 議員定数の削減及び報酬削減
- イベント費用の削減と見直し
- 普通建設事業の見直し

行財政改革プランと財政推計

【スライド１０】

一般財源ベースの財政状況

(行財政改革を実施しなかった場合)

【単位：百万円】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入①	3,901	3,997	4,210	4,333	4,462	4,445
歳出②	3,792	3,885	4,101	4,226	4,359	4,342
実質収支③ (①－②)	109	112	109	107	103	103
歳入に含まれる 基金取り崩し額④	2	135	312	401	513	500
単年度の収支 過不足額⑤ (①－④－②)	107	△23	△203	△294	△410	△397

一般財源ベース財政収支実績

(行財政改革の実施結果)

【スライド11】

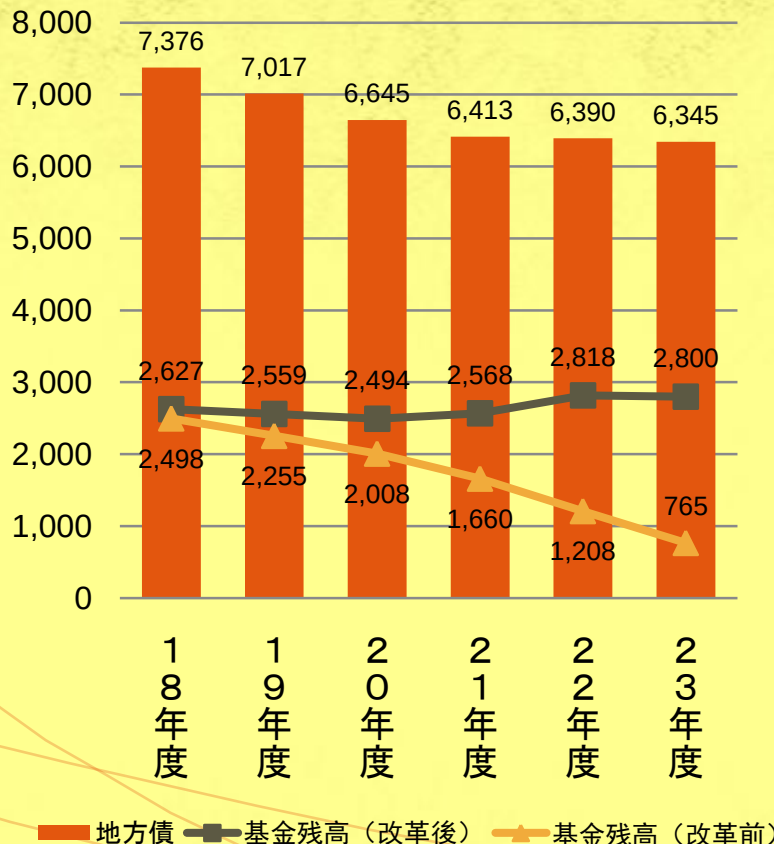
【単位：百万円】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入①	3,901	3,997	4,078	4,264	4,641	4,302
歳出②	3,792	3,885	3,948	4,093	4,456	4,200
実質収支③ (①－②)	109	112	130	171	185	102
歳入に含まれる 基金取り崩し額④	2	135	135	50	305	42
単年度の収支 過不足額⑤ (①－④－②)	107	△23	△5	121	△120	60

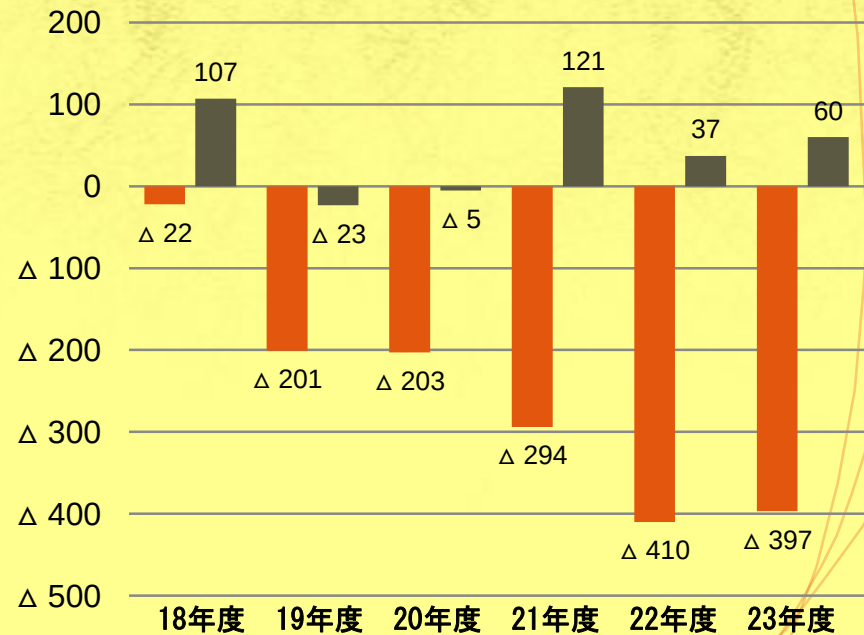
地方債残高、基金残高、収支過不足の 実績推移

【単位：百万円】

地方債残高と基金の推移



各年度の収支過不足



■ 赤字（改革前） ■ 赤字（改革後）

今後の一般財源ベース財政収支見通し (「あれも、これも」を続けた場合)

【単位：百万円】

	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入 ①	4,187	4,389	4,332	4,247
歳出 ②	4,086	4,241	4,165	4,175
実質収支 ③ (①－②)	101	148	167	72
基金取り崩し額 ④	70	281	250	201
単年度の収支 過不足額 ⑤ (①－④－②)	31	△133	△83	△129

社会構造の変化

「人口増加、拡大型社会」 から

「人口減少、成熟型社会」



「あれも、これも」 から

「あれか、これか」



選択と集中

選択と集中の 「まちづくり」にシフト



「あれか、これか」の
「まちづくり」だけで大丈夫？

1. 「まちづくり」とは何か

(1)よい「まち」とは何か

住民の皆さんが住んでいて良かった、そう思えるまち

～本町のまちづくりの将来像～

『豊かな自然と文化

ともに創る

笑顔あふれる元気なまち』



(2)よい「まちづくり」の基本条件【スライド17】

- 地域の主権者として、
住民の皆さんが「まちづくり」に参加
- 参加できる仕組みとして、
情報共有・住民参加

2. 誰が「まちづくり」の主人公か

【スライド18】

「行政主導」から

「住民参加」・「協働」のまちづくり

(1) 「住民参加」・「協働」が必要となった背景

① 行政の仕事の内容の変化

- ・ ごみのリサイクル、自主防災活動やブルーガードの活動等。
住民と行政とが協力して行うことの必要な行政施策が増えている。
- ・ 自治体の自己決定、自己改革が求められている。

② 財政制約

- ・ 住民が行うことができることは住民自身が行い、行政と共に行うべきところは「協働」で行う。

③ 住民意識の変化

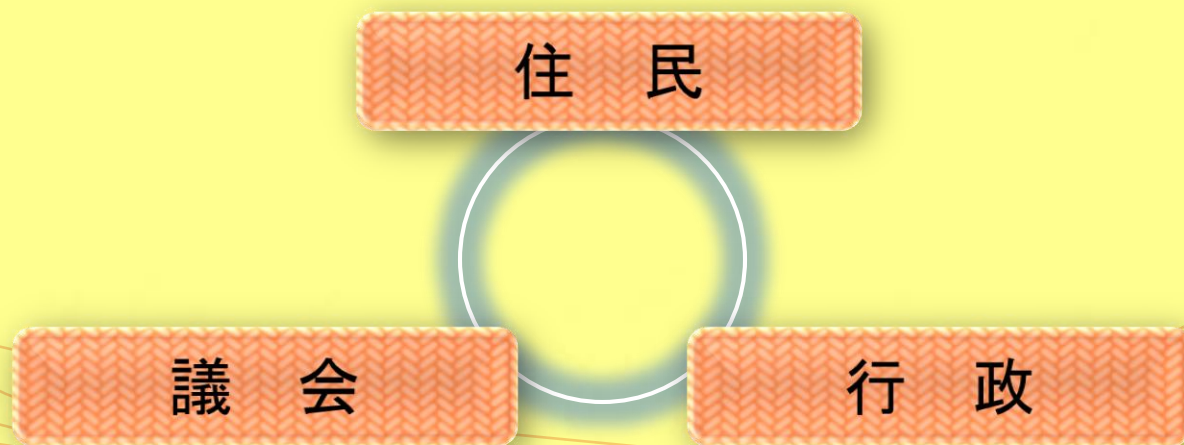
- ・ ボランティアグループ、NPOなど組織活動の活発化

(2) 「協働」の意味

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと

(3) 「協働のまちづくり」の意味

町と関わりのある皆さんと議会、行政が、より良いまちづくりを進めるために、それぞれの役割や責任を明確にしたうえで、相互に協力してまちづくりに取り組むこと



3. 地方自治と「協働のまちづくり」

【スライド20】

(1) 地方自治の意味

- 団体自治 国から独立した団体を作って、地方の政治・行政をやっていくこと
- 住民自治 地方の政治・行政のあり方については、地方の実情に一番詳しい住民自身が決定していくということ

(2) 住民自治と代表民主制

- 代表民主制
(間接民主制)

住民が代表者を選出し、その代表者が政策を決めていく。

- 二元代表制度

国の場合、国民の直接の代表は国会議員だけ。
自治体の場合、住民の直接の代表は議会議員だけでない。
市町村長・知事といった首長も住民の直接の代表である。

(3) 住民自治と直接民主制

- ・ 直接民主制 代表者などを介さずに、住民が自分達の住む自治体の意思決定に直接参加し、その意思を反映させる政治制度

代表民主制（間接民主制）と「協働のまちづくり」を含めた直接民主制をバランスよく組み合わせていくことが、憲法の趣旨に合致

4. 「まちづくり基本条例」の必要性

「協働のまちづくり」の仕組みを構築

「協働のまちづくり」を活性化させる

「協働のまちづくり」における住民、議会、行政がどのような役割を担うのか等の仕組みやルールを定めます。

「協働のまちづくり」をルールに基づき、積極的に実施し、活性化させます。



【まとめ】

【スライド24】

数々の環境変化による社会の活力低下が予測される中、選択と集中を行い、さらに住民・議会・行政の力を結集した「協働のまちづくり」を行うことが必要。

「協働のまちづくり」を活性化し、地域独自の課題を地域の力で解決できるようにするには、町独自の「まちづくり基本条例」が必要。

「まちづくり基本条例」の制定のために、懇話会の皆さんから「協働のまちづくり」に関する様々な意見をいただき、集約したいのです。

ご静聴ありがとうございました。

